

事 務 連 絡
令和元年 5 月 1 4 日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局貨物課

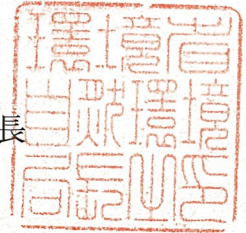
コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る傘下事業者への協力依頼について

標記につきまして、環境省自然環境局より依頼がありましたので、貴協会におかれましては、別添「ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者皆様へご協力お願い」、別紙「平成30年度までのヒアリ確認事例一覧」につきまして傘下事業者の皆様に対してご周知を頂き、ヒアリ対策に努めて下さいますよう宜しくお願い致します。

環自野発第 1905101 号
令和元年 5 月 10 日

国土交通省 総合政策局長 殿

環境省自然環境局長



コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 14 都道府県で 38 事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くが、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

ヒアリは攻撃性が強く、刺されるとアナフィラキシー症状を引き起こした場合には死亡する可能性もあり、日本に定着すれば、人の健康や農業等へ甚大な影響が及ぶこと、また、在来生物を集団で攻撃し捕食すること等により生態系への影響を及ぼす可能性があることから、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。

このため、コンテナが輸入された港湾や配送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、外来生物法によりコンテナや荷物の移動は認められないため、また、上述のとおり、人の健康へ影響がありうることから、事業リスクにもなります。

今後、気温の上昇とともにヒアリの活動も活発化すると考えられるため、貴省庁が監督する輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性の低減等のため別添の内容について協力いただくよう、依頼願います。

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い

ヒアリは、平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 14 都道府県で 38 事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。38 事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くは、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

わが国へのヒアリの侵入を防ぐため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港又は経由するコンテナについて、安全面を考慮の上、可能な範囲で下記の対策にご協力をお願いします。

1. 荷物積み込み時、出荷時

● 空コンテナ受け取り時の確認

空コンテナ受け取り時に内部の確認をしてください。

ヒアリは、コンテナが野外の土の地面に置かれている間に侵入するものと推察されます。また、腐食した床材内で営巣することが可能なことが確認されています（注 1）。このため、空コンテナ受け取り時に床板の腐食の有無や、清掃状態、メンテナンス状態等、コンテナ内部の確認をしてください。

（注 1）環境省平成 29 年 7 月 13 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104340.html>

● コンテナの積み込み前の確認

積荷を積み込む前に、ヒアリと疑われるアリ類が侵入していないことを確認してください。

まずは目視で、空のコンテナの外部及び内部（それぞれの上面、側面、床面）を確認してください。

内部は、特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックしてください。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合には、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合

ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合は、そのコンテナは使用しないでください。使用する場合は、事前に十分な駆除が必要です。

- **積荷の確認**

コンテナへの搬入の際は、搬入前に、積荷にヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

ヒアリ生息地周辺で、積荷が野外に留置されていた場合は、表面だけでなく積荷の隙間に潜り込んでいないか等、十分に確認してください。

梱包材にヒアリが付着していた事例が発生していますので、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても同様に注意が必要です（注 2）。

（注 2）環境省平成 29 年 11 月 9 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104794.html>

2. コンテナヤード等における確認

- **荷揚げされたコンテナの確認**

コンテナヤードに荷揚げされたコンテナにヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

目視により、コンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか、安全に点検出来る範囲で確認してください。

3. コンテナ開封時等における確認

- **開封・積荷搬出時のコンテナの確認**

コンテナ開封時及び積荷搬出時に、ヒアリと疑われるアリ類がいないことを確認してください。

コンテナ開封の際には、あらためてコンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか確認してください。その後、コンテナを開封し、目視にて観察できる範囲にアリ類がいないか内部を確認します。

積荷を搬出する際には、アリ類が積荷やコンテナ内部（上面・側面・床面）に付着していないことを確認しながら行います。

- **積荷搬出後の確認**

搬出した積荷（梱包材も含む）と、空になったコンテナを確認してください。

コンテナから搬出した積荷や、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても、目視によりアリ類の付着がないか確認します。

空になったコンテナも確認します。

まずは目視で、内部（上面、側面、床面）を確認します。特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックします。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合

ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合は、コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置してください。そのうえで、関係機関（環境省地方環境事務所、地方公共団体、港湾管理者等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないよう対応してください。

アリ類が少数しかおらず、逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.2.0」の P.13～16 を参照して下さい。

http://www.env.go.jp/nature/hiarboujo_Ver.2.0.pdf

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

ヒアリの同定は専門家でないと難しく、疑わしいアリがヒアリであると同定されるまでには一定の時間（数日程度）がかかります。このため、業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ、ゴキブリ、ダニ等）と同様に考え、可能であれば見つけた人がスプレー式殺虫剤で駆除します。駆除する際には、周囲にほかに疑わしいアリがいないかを十分確認した上で、そのアリに刺されないよう注意し、またその殺虫剤の定められた使用方法に従って、対応します。

ただし、疑わしいアリが多数いる場合や、少数でも、駆除することにより人体への危険が生じたり、アリが逃げ出してしまいそうな時は、環境省や地方公共団体、事業者、施設管理者等が連携して対応に当たるので、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されています。このため、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。

外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

特定外来生物一覧：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

6. その他参考情報

○ 環境省

特定外来生物ヒアリに関する情報

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

○ 神戸市

荷物積み出し時等における留意事項

http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/environment/alien_species/manual.html

○ 連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

平成 30 年度までのヒアリ確認事例一覧

年度	番号	確認地点	確認日	確認場所	出港地
平成 29 年度	1	兵庫県尼崎市	6/9	事業所敷地内：コンテナ内	中国・南沙港
	2	兵庫県神戸市	6/18	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	ー
	3	愛知県弥富市（名古屋港）	6/30	コンテナヤード：コンテナの外壁	中国・南沙港
	4	大阪府大阪市（大阪南港）	7/3	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	ー
	5	東京都品川区（東京港）	7/6	空コンテナヤード：コンテナ内	中国・三山港
	6	愛知県飛島村（名古屋港）・愛知県春日井市	7/10	コンテナヤード：コンテナ内・事業者敷地内	中国・南沙港
	7	神奈川県横浜市（横浜港）	7/14	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	ー
	8	福岡県福岡市（博多港）	7/21	コンテナヤード：地面の舗装面の割れ目、コンテナ内	中国・南沙港
	9	大分県中津市	7/24	事業者敷地内：コンテナ内	中国・高欄港
	10	福岡県福岡市博多区	7/27	事業者敷地内：コンテナ内	中国・蛇口港
	11	愛知県弥富市（名古屋港）	8/4	空コンテナヤード：コンテナ内	中国・廈門港
	12	岡山県倉敷市（水島港）	8/9	空コンテナヤード：地面の舗装面上	ー
	13	埼玉県狭山市	8/16	事業者敷地内：荷物	中国・黄埔港
	14	広島県広島市（広島港）	8/24	コンテナヤード：トラップ、その周辺の地面の舗装面上	ー
	15	静岡県静岡市（清水港）	8/27	コンテナヤード：トラップ、その周辺の地面の舗装の継ぎ目	ー
	16	愛知県名古屋市（名古屋港）	9/1	事業者敷地内：コンテナ内	中国・天津港
	17	神奈川県横浜市（横浜港）	9/5	空コンテナヤード：コンテナ内	ジブチ共和国・ジブチ港（中国・寧波港経由）
	18	福岡県北九州市（北九州港）	9/15	コンテナヤード：トラップ	ー
	19	岡山県笠岡市	9/18	事業者敷地内：荷物	中国・廈門港

	20	愛知県弥富市（名古屋港）	10/2	コンテナヤード：緑地	－
	21	神奈川県横浜市（横浜港）	10/5	コンテナヤード：トラップ	－
	22	京都府向日市	10/14	事業者敷地内：コンテナ内	中国・海口港
	23	静岡県浜松市・愛知県弥富市	11/6	事業者敷地内：積荷・バンプール：空コンテナ内	中国・中山港
	24	広島県広島市（広島港）・広島県呉市	11/9	事業者敷地内：積荷・コンテナターミナル：空コンテナ内	中国・中山港
	25	広島県呉市	11/22	事業者敷地内：積荷	中国・中山港
	26	広島県広島市（広島港）・広島県呉市	11/22	コンテナターミナル：空コンテナ内・事業者敷地内：積荷	中国・中山港
平成30年度	27	大阪府八尾市	5/10	個人が購入した工業製品の梱包内	中国・香港
	28	大阪府大阪市（大阪南港）	6/15	コンテナヤード：コンテナ内	中国・廈門港
	29	大阪府岸和田市／大阪市（大阪南港）	6/16	事業者敷地内：コンテナ内及び積荷／コンテナヤード：コンテナ内	中国・蛇口港
	30	愛知県飛島村（名古屋港）	7/5	事業者敷地内：コンテナ内及び積荷周辺	中国・廈門港
	31	愛知県瀬戸市	7/20	事業者敷地内：コンテナ内	中国・黄埔港
	32	千葉県成田市（成田空港）	7/31	空港内貨物上屋：積荷	アメリカ・ダラス空港
	33	広島県広島市（広島港）	8/13	コンテナヤード：地面	－
	34	静岡県静岡市（清水港）	8/20	コンテナヤード：トラップ	－
	35	愛知県小牧市／弥富市（名古屋港鍋田ふ頭）	8/23	事業者敷地内：コンテナ内／コンテナヤード：コンテナ内及び周辺	中国・南沙港
	36	北海道苫小牧市（苫小牧港）	8/23	コンテナヤード：トラップ ※夏季港湾調査での確認	－
	37	大阪府大阪市（大阪南港）	8/29	コンテナヤード：コンテナ外部上面	中国・蛇口港
	38	愛知県愛西市／飛島村（飛島ふ頭）	2/18	事業者敷地内：積荷周辺／コンテナヤード：コンテナ内	フランス・フォス・シュル・メール港